

31初特支第1号  
平成31年4月12日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長  
各都道府県教育委員会人事主管課長  
各都道府県私立特別支援学校主管課長 殿  
特別支援学校を置く各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長  
特別支援学校を置く各指定都市教育委員会人事主管課長  
附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長  
附属特別支援学校を置く各公立大学法人学長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長 柳澤好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 俵幸



(印影印刷)

平成30年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等  
免許状保有状況等調査の結果について（送付）

平成30年11月26日付け30初特支第15号で依頼した標記の調査について、調査結果が取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

貴機関においては、以下の事項に留意しつつ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努められますようお願いします。

特に、平成27年12月の中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（答申）において、平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すとされたことを踏まえ、各機関においては、平成32年度までの間、同免許状保有率向上の年次計画を策定し、集中的に取り組まれるようお願いします。

記

## 1. 特別支援学校免許状保有率向上のための年次計画の策定

採用、配置、研修（免許法認定講習等）を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上について、平成32年度までの年次計画などを策定し、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。

今後、都道府県教育委員会及び特別支援学校を設置する指定都市教育委員会に対して、必要に応じて、保有率向上のための年次計画の策定状況及び達成の見通しについて、個別に意見交換をお願いする予定であること。

## 2. 特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とした教員の採用及び配置

特別支援学校の教員の採用や配置に当たっては、特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とするよう努めていただきたいこと。

特別支援学校への勤務が考えられる小・中・高等学校等の教員については、特別支援学校教諭等免許状を保有することが特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上に資することから、免許法認定講習等の受講に努めていただきたいこと。

## 3. 特別支援学校に勤務する教員のうち特別支援学校教諭等免許状の非保有者に対する同免許状の早期取得

特別支援学校教諭等免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員に対して、可能な限り早期に同免許状を保有させるなどの方針を教育委員会等が明確に示し、必要な環境整備や免許法認定講習等が最優先で受けられるような配慮をお願いしたいこと。

## 4. 大学等における免許法認定講習等の積極的な活用

特別支援学校教諭等免許状の取得に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における長期研修及び通信による認定講習、近隣の大学や教育委員会における免許法認定講習、放送大学などの通信制大学等の活用も含め、受講機会の拡大に努めていただきたいこと。

その際、免許法認定講習と免許状更新講習は、互いに認定を受けることができるため、教育委員会の実施する認定講習については免許状更新講習としても申請し、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた効率的な受講に配慮いただきたいこと。

特別支援学校教諭等免許状の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。

## 5. 特別支援学校教員の専門性の一層の向上

障害の多様化や重度・重複化への対応や特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小・中・高等学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門性が求められており、各種研修の受講機会の拡大等により専門性の向上に努めていただきたいこと。

#### 6. 小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員、特別支援教育コーディネーターについても、特別支援教育の専門性の向上に資する各種研修の受講機会の拡大や特別支援学校教諭等免許状の取得の奨励に努めていただきたいこと。

先述の中央教育審議会答申において、小・中学校の特別支援学級担任については、現状（平成27年度30.5%）の2倍程度を目標として特別支援学校教諭免許状の取得を進めることができることに留意いただきたいこと。

また、各教育委員会において新規採用された職員のうち、教職経験のない教員のみを特別支援学級や通級による指導を担当する教員として配置することは適当ではないため、中核となる教員による指導・助言を行うなど、指導体制に十分配慮することが必要であること。

#### 7. 小・中・高等学校の教員に対する特別支援教育に関する専門性の向上

発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭免許状取得のための科目（例えば、特別支援教育の基礎理論に関する科目（第1欄）や重複障害・LD等教育に関する科目（第3欄）など）を受講することは有効な研修の機会となること。

また、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化されたことから、高等学校等の教員に対する上記科目の受講機会の拡大に努めていただきたいこと。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

指導係：高市、阿部、坂田

電話03-5253-4111（内線3716）

FAX 03-6734-3737

E-mail [toku-sidou@mext.go.jp](mailto:toku-sidou@mext.go.jp)